

重要事項説明書

当事業所は、訪問介護の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）名称	合同会社 おたすけ家てんてん
本社所在地 (連絡先・電話番号等)	〒525-0011 滋賀県草津市片岡町 559 番地 1 TEL 077-584-5021 FAX 077-584-5022
代表者氏名	代表社員 片山 佳世
法人設立年月日	令和 5 年 10 月 25 日

2 事業所の概要

事業所の名称	おたすけ家てんてん訪問介護事業所
サービスの種類	訪問介護
介護保険指定事業所番号	2 5 7 0 6 0 1 9 5 1
事業所の所在地	〒525-0011 滋賀県草津市片岡町 559 番地 1
連絡先 相談担当者名	TEL 077-584-5021 FAX 077-584-5022 管理者 片山 斉
事業所の通常事業の実施地域	草津市・守山市・栗東市

3 事業の目的

この事業は適正な管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、身体介護その他生活全般にわたる援助を行い、利用者が充実し自立した生活を送れるよう適正なサービスを提供することを目的とする。

4 運営の方針

- ・事業所の訪問介護員は、常に利用者の意思と人格を尊重してサービスを行う。
- ・利用者の心身の状況や生活環境等の的確な把握に努める。
- ・関係市町村、地域、家族と連携を図りサービスを行う。
- ・利用者や家族に対して、サービスの方法等について、わかり易く説明する。
- ・「滋賀県介護保険法」に基づく指定居宅サービスの従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」を遵守する。

5 職員の体制

2024 年 4 月 1 日現在

従業員の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1 名		○			・ 介護福祉士
サービス提供責任者	2 名	○				・ 介護福祉士
訪問介護員	1 0 名			○		・ 介護福祉士 ・ 1 級過程修了者 ・ 2 級過程修了者

6 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～土曜日（祝日の場合も営業します）
- ・営業時間 午前 9 時から午後 6 時
- ・サービス提供時間 午前 8 時から午後 10 時
- ・定休日 原則として日曜日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）
但し、利用者の要望や状況に応じてサービス提供を行います。

7 サービスの内容

① 身体介護

- ・起床介助 ・就寝介助 ・排泄介助 ・衣服の着脱 ・整容介助 ・入浴介助
- ・身体の清拭、洗髪 ・食事介助 ・体位変換 ・服薬介助、確認

② 生活援助

- ・調理 ・衣服の洗濯、補修 ・住居の掃除、整理整頓 ・生活必需品の買い物
- ・薬の受け取り ・その他

8 利用料（別紙）

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定受領サービスであるときは、その 1 割、2 割または 3 割の額です。

ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用料は全額自己負担となります。

※基本料は、厚生労働大臣が告示で決める金額であり、これが改定された場合、これらの基本利用料も自動的に改訂されます。

※料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※やむおえない事情で、且つ、利用者の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

9 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求致します。 なお、自動車を使用した場合は、通常の実施地域を超えた所から1kmあたり15円請求致します。	
② キャンセル料	利用者の都合により、指定訪問介護等の利用をキャンセルすることができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者までに申し出てください。 利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。	
	利用予定日の前日 17 時までに申し出があった場合	キャンセル料は不要です。
	利用予定日の前日 17 時までに申し出がなかった場合	キャンセル料 1,000 円 (税込)
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担になります。	
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。	

10 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族、介護専門支援員または地域包括支援センター及び市町村に連絡します。

賠償責任を負う場合は、損害賠償を速やかに行うとともに、事故の原因を解明し、再発防止の対策を行います。

11 緊急時の対応方法

事前の打ち合わせにより、主治医、医療機関、ご家族に連絡します。

12 個人情報保護

個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

1 3 苦情相談窓口

(1) サービスに関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

担当者：管理者 片山 斉

電 話：077-584-5021 FAX 077-584-5022

(2) その他 行政機関その他の苦情相談窓口

草津市介護保険課	TEL 077-561-2369
栗東市長寿福祉課	TEL 077-551-0281
守山市介護保険課	TEL 077-582-1127
滋賀県国民健康保険団体連合会	TEL 077-522-2651

1 4 第三者評価

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 滋賀県草津市片岡町 559 番地 1
 名 称 おたすけ家てんてん訪問介護事業所
 管理者 片山 斉

説明者 氏名 _____ ㊞

本書面により事業所から重要な事項の説明を受けました。

本人 氏名 _____ ㊞

代理人 氏名 _____ ㊞